

鹿児島県車椅子バスケットボール連盟規約

第1条 名称

鹿児島県車椅子バスケットボール連盟と称す。(以下本連盟)

第2条 所在

〒890-0021 鹿児島市小野1丁目1番1号
ハートピア鹿児島 3階 鹿児島県身体障害者スポーツ協会内

第3条 目的

鹿児島県内の車椅子バスケットボール競技を普及させる。
鹿児島県内の車椅子バスケットボール競技レベルの向上に努める。
車椅子バスケットボール競技を通じ、連盟の会員やサポーターに会社貢献を促す。

第4条 会員

鹿児島県内で車椅子バスケットボール競技に携わっている団体、又は個人を以って組織する。

第5条 年会費

連盟費：3,000円

第6条 退会

退会する場合は書面にて事務局に届けなければならない。ただし、正当な理由なく会費を2年以上納入しないときは退会とみなす。

第7条 搬出金品の不返還

退会した会員がすでに納入した会費、その他の搬出金品は返還しない。

第8条 役員

以下の役員を置く

会長：1名	副会長：2名	事務局長：1名	事務局補佐：4名
強化部長：1名	強化副部長：1名	会計部長：1名	会計服部長：1名
審判部長：1名	相談役：2名		

をおき理事とする。

第9条 選出

役員を選出は本連盟の役員から推薦者を募り、役員会で承認し、各役員の過半数以上の同意を得る。

第10条 責務

- ① 会長は本会の会務全般を統括する。
- ② 副会長は会長を補佐して会務全般を掌握し、会長不在時についてはその職務を代行する。
- ③ 監事は次に掲げる職務をする。
 - 1) 会計を監査する。
 - 2) 役員の業務遂行状況を監査すること
 - 3) 会計及び業務の遂行について不正の事実を発見した場合、これを役員会に報告すること。

第11条 任期

- ① 役員の前任期は、4月1日より翌々年の3月31日までの2年間とする。
- ② 役員の前任は、妨げない。

第12条 財務

本連盟は、非営利の団体で、その財源は、年会費、協賛費、寄付金、その他によるものとし、年度末、全収支報告を役員会に提出する。

- ① 会計年度
会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- ② 年会費
本連盟の会員は、年会費を支払うものとする。年会費の受付は、1月から事前受付する。
- ③ 本連盟の目的（第3条）を遂行する際に発生する費用は、理事会にて決定し支出する。
- ④ 平成23年4月1日より、領収のない支払いに関しては、受領書を発行する。
その際、受領印がなければ受理できない。
- ⑤ 会員の慶弔に関しては次の基準により慶弔慰金を贈る。
 - ・会員の死亡、もしくは会員の配偶者及び一親等の死亡。
 - ・以上の他必要と認められた時、正副会長の協議によりこれを決定し理事会に報告する。

第13条 総会

- ① 総会は、毎年年度終了後4月に行われ、出席者数が本連盟会員の半数以上観たいした時に成立する。
- ② 会長は、必要に応じて臨時総会を招集することができる。その場合も総会は出席者数が本連盟会員の半数以上を満たしたば時に成立するものとする。

第14条 戒告及び除名

この規約に違反し、又は風紀を乱す者、不正な行為をする者、その他の理由で連盟にふさわしくない会員は、役員会の議決を経て除名することができる。

第15条 会則の変更及び追加

会則の変更、及び追加は総会にて、本連盟会員の半数以上の承認を必要とする。